

ブラジル
意匠規則(ハーグ協定)
開発商工サービス省
産業財産権庁

2023年7月3日/INPI/PR No. 25

目次

第1条

第I章 定義

第2条

第II章 ブラジルを指定する国際登録について

第I節 言語

第3条

第4条

第II節 INPIに直接行う行為

第5条

第III節 審査, 付与及び効果

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第IV節 存続期間及び更新

第16条

第V節 注釈

第I款 請求

第17条

第 II 款 記録の効果

第 18 条

第 VI 節 不服申立及び表明

第 19 条

第 20 条

第 VII 節 修正

第 21 条

第 22 条

第 III 章 総則

第 23 条

第 24 条

第 IV 章 期間

第 25 条

第1条

本規則は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録の手続について定める。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録出願は、世界知的所有権機関の国際事務局又は当該出願を受領することができる締約国の官庁に提出する。

第 I 章 定義

第 2 条

本規則の適用上及び効果のために、概念及び定義を次のとおりとする。

I 「INPI」とは、産業財産権庁をいう。

II 「協定」とは、1925年11月6日の意匠の国際登録に関するハーグ協定をいう。

III 「ジュネーブ改正協定」とは、1999年7月2日にジュネーブで採択された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定をいう。

IV 「共通規則」とは、ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則をいう。

V 「締約国」とは、ジュネーブ改正協定を締結している国又は政府間機関をいう。

VI 「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

VII 「国際登録簿」とは、国際事務局が維持する国際登録に関する情報を公式に収録したものである。

VIII 「国際登録」とは、ジュネーブ改正協定に基づいて行われる意匠の登録をいい、意匠及び締約国におけるその地位についてのデータを含む。

IX 「国際出願」とは、ハーグ協定に基づいて出願された国際登録出願をいう。

X 「指定」とは、ブラジルにおいて国際登録の効果を有することを求める請求をいう。

XI 「構成」とは、国際登録の対象である形状又は模様及び色彩をいう。

XII 「名義人」とは、その名義で国際登録が国際登録簿に記録された自然人又は法人をいう。

XIII 「指定締約国」とは、国際出願時に意匠の保護を請求する締約国をいう。

第 II 章 ブラジルを指定する国際登録について

第 I 節 言語

第 3 条

ブラジルの指定に関する国際事務局と INPI との間の通信は、英語の書面による。

第 4 条

ブラジルを指定する出願において、INPI に直接提出する書類及びこれに添付する書類は、ポルトガル語の書面で行わなければならない。

外国語による書類は、翻訳文を添付しなければならない。

第 II 節 INPI に直接行う行為

第 5 条

INPI に直接行為をする場合、外国に居住する国際登録の出願人は、ブラジルに住所を有し、召喚の応諾を含め、行政的及び司法的に本人を代表する権限を有する正当な資格を有する代理人を指名し、かつ、維持すること。

(1) 委任状は、違反した場合は申請提出の罰則を適用する条件で、通知又は要件に拘らず、最初の行為の日から 60 日以内に提出しなければならない。

(2) ブラジルを指定するハーグ協定に基づく意匠の国際登録の出願は、専ら電子的に行われる。

第 III 節 審査、付与及び効果

第 6 条

ブラジルを指定する国際登録は、当該指定の日以降はブラジルで出願された意匠登録出願と同一の効果を有する。

第 7 条

ブラジルを指定する意匠は、1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 の規定及び INPI が定める要件に関して審査される。

第 8 条

ブラジルを指定する意匠は、1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 の規定に基づき、INPI で直接登録された意匠に付与されたものと同じの保護を享受する。ただし、次の場合を条件とする。

I 国際事務局が、意匠の保護の付与の声明について通知した場合

II 国際事務局が、ブラジルを指定する出願の国際公表の日から 6 月以内に当該意匠の国際登録の拒絶に関して通知されていない場合、又は

III INPI が当該意匠の国際登録の拒絶を取り下げた場合

第9条

1996年5月14日付け法律No. 9279第99条に規定する優先権を主張するためには、国際登録の出願人は、国際事務局による登録の国際公表の日から90日以内に、適切な原出願書類の写し(対応する出願の日付、番号及び図面を含むこと)をその翻訳文を添付してINPIに提出しなければならない。

(1) ブラジルを指定する国際意匠登録であって、適切な原出願書類を含む場合、このことに関する出願人の陳述は翻訳文に代わるものとして十分である。

(2) INPIは、国際登録に記載されるアクセスコードを用いて、デジタルライブラリである世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス(DAS)で入手可能な適切な原出願書類の審査を遂行する。これにより国際登録の出願人は本条冒頭にいう翻訳文提出を免除される。

(3) 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス(DAS)のデジタルライブラリにおける原出願書類へのアクセスコードについての情報は、(2)の規定に基づく出願人による宣言を伴い、翻訳文の提示を必要としない。

(4) 適切な原出願書類が所定期間内に提出されない場合、優先権主張は認められず、国際出願の出願日が考慮される。

(5) INPIは、国際登録の意匠の新規性喪失の例外を証明する目的で、出願人による、意匠の公表及び公表日を証明する書類の提出を受理する。

(6) 新規性喪失の例外を証明する書類であって、国際出願の提出又は優先権主張の日から180日より前のものは、1996年5月14日付け法律No. 9279第12条(I)から(III)までに規定される状況で行われる場合は、受理されない。

第10条

INPIは、ブラジルの指定の国際公表の日から6月以内に次のものを国際事務局に送付する。

I 保護の拒絶の通知、又は

II 指定国での保護の付与の声明

(1) 拒絶の通知は、次のことを知らせるために送付される。

I 審査における要件

II 法的措置による審査の中断、又は

III 拒絶の決定

(2) (1)Iにいう審査における要件を知らせるために送付される拒絶の通知には、次のことを通知する。

I 要件を裏付ける法規定

II 法定期限内に要件を遵守することに関する指針

(3) (1)IIIにいう拒絶する決定を知らせるために送付される拒絶の通知には、次のことを通知する。

I 拒絶の根拠となる法規定

II 法定期限内に不服申立を提出することに関する指針

(4) 本条冒頭に規定される期間内にINPIが拒絶の通知を送付しない場合は、ブラジルを指定する保護は付与される。

(5) 指定についての保護の付与の声明並びに(1)I, II 及び III にいう通知は, INPI の公式な伝達手段に公告される。

第 11 条

INPI は, 下記理由により国際登録を拒絶することができる。

I 国際登録に含まれる図面が, 1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 第 104 条に反して, 対象物及びその変形(ある場合)を, 当該分野の熟練者が複製することができるように, 明瞭かつ十分に表示していない,

II 国際登録が, 1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 第 104 条冒頭の規定に反して, 2 以上の対象を含む, 又は

III 意匠の国際登録が, 1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 の他の要件に適合していない。
INPI は, ジュネーブ改正協定又は共通規則に規定する国際出願の形式若しくは内容に関する要件又はそれらの要件に対し付加的な要件又はそれらと異なる要件が 1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 及び INPI が定める条件に基づき満たされていないことを理由に, 国際登録の効果を拒絶することはできない。

第 12 条

1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 第 104 条の規定に基づき, 2 以上の対象を含む国際登録の拒絶により, 出願人は出願すべき意匠を指定することを要求される。

(1) 出願人は, 指定から除外された意匠の図面について分割出願をする権利を有する。

(2) 指定に入れるべき意匠及び(1)にいう分割出願は, 分割出願の技術的要件の INPI の公式伝達手段における公表後 60 日以内に INPI に直接提出する。

第 13 条

何れかの時点で, INPI が第 11 条に従い国際登録を拒絶した意匠に対して保護を付与することが適切と考える場合, INPI は次のとおり国際事務局に通知しなければならない。

I 当該拒絶の一部又は全部についての拒絶の取下げ(関連する構成の表示を伴う), 又は

II 拒絶の通知の後, 一部又は全部についての保護の付与の声明(適切な場合は関連する構成の表示を伴う)

(1) INPI に対する手続において出願が補正された場合は, I にいう通知はすべての補正を含み又は表示しなければならない。

(2) 第 10 条(1)I 及び III にいう事項について送付される拒絶の通知には, INPI に直接意見を提出する場合の期限が 60 日である旨を記載する。

(3) 適切な場合, INPI は, 不適切とみなされた拒絶通知を撤回し, 国際事務局に新たな通知を送付する。

第 14 条

拒絶の通知及び INPI に対する手続の完了後, 次のことを知らせるために, 拒絶の通知の後に行う保護の付与の声明が国際事務局に送付される。

I 第 10 条(1)I 及び II の規定に基づく不適切な拒絶の通知の送付後の保護の付与であること

- II 不服申立の決定後の保護の付与であること、又は
- III 不服申立の審査段階における拒絶の変更であること

第 15 条

保護の付与又は拒絶通知の後の保護の付与の後に、ブラジルを指定した国際意匠の保護に影響を及ぼす決定を行い又は知った場合は、INPI はその事実を INPI の公報により名義人に直接知らせる。

- (1) 上記の場合、意匠の地位を表示する通信が国際事務局に送付される。
- (2) 本条冒頭にいう決定には次のものを含む。

I 1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 第 119 条(1)の規定に基づく、更新の欠如による指定対象からの除外

II 1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 第 112 条から第 117 条までに従う、国際登録を無効にする手続の申立

III 1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 第 112 条の規定に基づく、国際登録を無効にする宣言

第 IV 節 存続期間及び更新

第 16 条

ブラジルを指定する国際登録は、1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 第 108 条及び第 120 条に従い、国際事務局への手数料納付のうえ、5 年ごとに、国際登録出願日から起算してブラジルでの保護期間である最長 25 年まで更新される。

- (1) 国際事務局でブラジルに関して更新されない出願及び審査中の出願は、その 5 年の期間の終了をもって満了する。
- (2) 第 12 条(1)にいう分割出願の結果生じた意匠の記録は、1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 第 108 条及び第 120 条に従い、INPI に手数料を直接納付することにより更新される。

第 V 節 記録

第 I 款 請求

第 17 条

ブラジルを指定する国際登録に関する記録の請求は、名義人が国際事務局に直接送付しなければならない。

第 II 款 記録の効果

第 18 条

次の記録は、国際登録に関する国際登録簿に行われ、指定締約国としてブラジルに適用される場合は、INPI に直接なされた記録と同一の効果を生じる。

I 名義人の名称及び宛先の変更

II 所有権の変更

III 指定の放棄

IV 国際登録の取消し

(1) II に規定する記録は、裏付書類を添付した場合にのみブラジルで効力を生じる。

(2) 通知より 6 月以内に、INPI は、ジュネーブ改正協定第 16 条(2)に基づき、II の記録がブラジルでは効力を有しない決定の宣言を、その理由及び本決定に対する不服申立の要件を表示して、国際事務局に通知することができる。

(3) INPI は、記録の拒絶についての最終決定を国際事務局に知らせる。

(4) IV に規定する国際登録の取消しは、ブラジルでの出願取下げ又は同国での登録の放棄を生ずる。

第 VI 節 不服申立及び表明

第 19 条

ブラジルを指定する国際登録の名義人は、1996 年 5 月 14 日付け法律 No. 9279 に規定する不服申立及び表明に関する同一の手段及び期限が与えられる。

第 20 条

次のことに対する不服申立はできない。

I 保護の付与の声明

II 第 10 条(1)I 及び II にいう拒絶の通知

第 VII 節 修正

第 21 条

国際事務局が国際登録に関する修正の通知の場合、INPI は出願を再審査することができる。

INPI は、修正の通知の受領から起算して 6 月以内に、再審査の結果生じた保護の拒絶を国際事務局に送付することができる。あるいは、第三者が取得した権利を尊重して当該行為を有効又は失効させることができる。

第 22 条

INPI が国際事務局から次の修正通知の場合、出願はなかったものとみなされる。

I 国際登録がブラジルを指定していないこと

II ブラジルの指定に関する手数料の納付がなかったこと、又は

III ブラジルの指定を検討すべきでないこと

第 III 章 総則

第 23 条

INPI は、国際登録の名義人の費用負担なしに、国際事務局が公表し、ブラジルにおいて効果を有する国際登録についての関連情報を、公式な伝達手段において再公告する。

第 24 条

明示的に別段の定めがない限り、本規則に定める期限は、INPI の公式な伝達手段における公告後の最初の就業日から起算され、継続する。

第 IV 章 期間

第 25 条

本規則は、2023 年 8 月 1 日に施行する。